

## ※景観地区内の「建築物の建築等の認定手続き」について

建築等の工事(根切り工事その他の政令で定める工事を除く。)の30日以上前までに認定申請を行ってください。

.....

### 景観法(計画の認定)

- 第六十三条 景観地区内において建築物の建築等をしようとする者は、あらかじめ、その計画が、前条の規定に適合するものであることについて、申請書を提出して市町村長の認定を受けなければならない。当該認定を受けた建築物の計画を変更して建築等をしようとする場合も、同様とする。**
- 2 市町村長は、前項の申請書を受理した場合においては、その受理した日から三十日以内に、申請に係る建築物の計画が前条の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて当該規定に適合するものと認めるときは、当該申請者に認定証を交付しなければならない。**
- 3 市町村長は、前項の規定により審査をした場合において、申請に係る建築物の計画が前条の規定に適合しないものと認めるとき、又は当該申請書の記載によっては当該規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。**
- 4 第二項の認定証の交付を受けた後でなければ、同項の建築物の建築等の工事(根切り工事その他の政令で定める工事を除く。第百二条第三号において同じ。)は、することができない。**
- 5 第一項の申請書、第二項の認定証及び第三項の通知書の様式は、国土交通省令で定める。**

## **景観法施行規則(認定申請書の様式)**

**第十九条** 法第六十三条第五項 の国土交通省令で定める同条第一項の**申請書は、別記様式第二による正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書及び別記様式第三による建築等計画概要書を添付したものとする。**ただし、建築物の建築等の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該建築物の建築等の規模に応じて、市町村長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

- 一 建築物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面(道路及び目標となる地物並びに隣接する土地における建築物の位置を明示したものに限る。)で縮尺二千五百分の一以上のもの
  - 二 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
  - 三 当該敷地内における建築物の位置を表示する図面(申請に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低及び敷地の接する道路の位置を明示したものに限る。)で縮尺百分の一以上のもの
  - 四 建築物の彩色が施された二面以上の立面図で縮尺五十分の一以上のもの
  - 五 その他参考となるべき事項を記載した図書
  - 六 前各号に掲げるもののほか、添付が必要なものとして**市町村の条例で定める図書**
- 2 前項の規定にかかわらず、市町村長は、前項各号に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

**⇒添付図書は、「羽曳野市景観条例」及び「羽曳野市景観条例施行規則」をご覧いただき、ご用意ください。**次のページをご覧ください。

**羽曳野市景観条例(認定申請の方法)**

**第 28 条** 法第 63 条第 1 項の規定により計画の認定の申請を行おうとする者は、当該申請に係る建築物の形態意匠を示す図面その他規則で定める図書を申請書に添付しなければならない。

2 前項の規定は、法第 66 条第 2 項の規定による通知を要する行為について準用する。

**羽曳野市景観条例規則 (景観地区における行為の認定申請に添付する図書)**

**第 11 条** 条例第 28 条の規則で定める図書は、別表第 1 に掲げる行為の種類に応じて、それぞれ同表に掲げる図書等とする。

2 市長は、前項に規定する添付を要する図書等の一部を添付する必要がないと認めるときは、当該図書等の一部の添付を省略させることができる。

3 市長は、第 1 項に規定する図書等のほか、必要と認める図書等の提出を求めることができる。

**別表第 1(第 11 条関係のみ抜粋)**

行為の種類	図書等の種類	明示すべき事項
(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<b>付近見取図</b>	方位、道路、目標となる地物及び行為の場所
	<b>配置図</b>	ア 建築物の場合 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物等との別、植栽する樹木の位置、種類及び高さ、植栽する芝生の位置、緑地面積及び敷地に対する緑地面積の割合、附属する門及び塀の材料の種別並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
	<b>一階及び基準階の平面図</b>	建築物の場合 縮尺、方位、主要部分の寸法及び開口部の位置
	<b>屋根伏図</b>	建築物の場合 縮尺、方位、主要部分の寸法、開口部の位置並びに電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙及び汚物処理の設備並びに煙突、昇降機及び避雷針(以下「建築設備」という。)の位置
	<b>四面以上の立面図</b>	縮尺、外観上主要な部分の材料の種別及び色彩並びに開口部、軒及び建築設備の位置及び形状

	<b>主要断面図</b>	建築物の場合 縮尺、屋根の形状及び建築物の高さ
	<b>写真</b>	行為に係る敷地及びその付近の建築物等の形態、色彩その他の現況
	<b>写真撮影の位置図</b>	写真を撮影した位置及び方向